第一項	同号に掲げる	第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であった間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
	第七号に掲げる	第八号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者の被保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第八号に規定する外来療養に係る
	第十三号に掲げる	第十四号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であった者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であった間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であった者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該保険者の被保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
第一項第一号	おいて当該	おいて他の健康保険の
	）が当該保険者	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
	保険者の被保険者（法	基準日保険者の被保険者（法
第一項第二号	他の	基準日保険者以外の
第一項第三号	おいて当該保険者	おいて基準日保険者
	が当該保険者	が当該基準日保険者
第一項第四号	他の	基準日保険者以外の
第一項第七号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で
	保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の
第一項第八号	他の	基準日保険者以外の
第一項第九号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で
	保険者の被保険者（	基準日保険者の被保険者（
第一項第十号	他の	基準日保険者以外の
第一項第十三号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で
	保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の
第一項第十四号	他の	基準日保険者以外の
第一項第十五号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で
	保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の
第一項第十六号	他の	基準日保険者以外の

4　第一項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第四号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、第一号に規定する基準日被保険者が当該同項に規定する者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該保険者の被保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第四号に規定する外来療養に係る
	第七号に掲げる	第十号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であった間に限る。）において、当該第四項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る
	第十三号に掲げる	第十六号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であった者（当該基準日被保険者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であった間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であった者（当該基準日被保険者を除く。）が当該保険者の被保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
	第七十四条第一項第三号	第百十条第二項第一号ニ